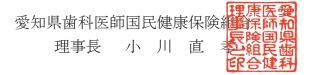
## 正組合員各位



## 国民健康保険料決定のお知らせ

拝啓 春暖の候、平素は本組合運営にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第 130 回組合会におきまして、令和 5 年度事業計画並びに予算等についてご審議賜り、下記のように保険料額を決定いたしましたのでお知らせいたします。

令和5年度の正組合員(後期高齢者を除く)保険料額につきましては、2,000円/月 減額(今年度に限り) いたします。その他の方は令和4年度より変更ございませんのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

敬具

記

令和5年4月からの国民健康保険料額(次による額の合算額)

## 1. 保険料

		内 訳	[2] ک [3]	は国への納付金
	1人1ヶ月 [1]+[2]+[3]	医療分		
	[., [],	納付金を除く医療分 [1]	前期高齢者納付金[2]	後期高齢者支援金 [3]
	18, 900 円	均等割 + 所得割※1		
正組合員	~ 46, 900 円	12,000 円※ 0~28,000 円 (合算上限 40,000 円)	2,000円	4,900円
正組合員家族	13, 200 円	6,300円	2,000円	4,900 円
準 組 合 員	13, 200 円	6, 300 円	2,000円	4,900円
準組合員家族	11, 700 円	4,800 円	2,000円	4,900円
法人管理者※2 (正組合員を除く)	46, 900 円	40,000円	2,000 円	4,900 円
歯科医師※3	27, 200 円	20,300 円	2,000円	4,900円
(正組合員と※2を除く)				
後期高齢者 (75歳以上正組合員)	3,000円	3,000円	_	_

- ・月額保険料には後期高齢者支援金分[3]4,900円が含まれております(前年度と同額)
- ・月額保険料(医療分)には前期高齢者納付金[2]2,000円が含まれております(前年度と同額)
- ※ 正組合員均等割 12,000 円(2,000 円減額: 今年度のみ特別措置・年間 24,000 円減額)
- ※1 所得割の算出方法(法人を除く)

課税総所得金額×0.003(千分の36の12分の1)(但し100円未満は四捨五入)

- ※2 正組合員の家族・準組合員・準組合員の家族で医療法人が開設する歯科医療機関の管理者
- ※3 正組合員の家族・準組合員・準組合員の家族で歯科医師免許をお持ちの組合員

## 2. 介護保険料(前年度と同額)

40歳から65歳未満の被保険者1人1ヶ月5,800円

※問合せ先:愛知県歯科医師国民健康保険組合 TEL 052(962)9539